

事 務 事 業 一 元 化 調 査

関市・武儀郡町村合併協議会

協議項目	26 - 22. 上・下水道事業	協議細目	
調整方針	<p>(案) 1 上水道事業及び簡易水道事業については、現行のとおり継続するものとする。</p> <p>2 上水道料金及び簡易水道料金については、経営審議会等により検討し、合併後3年を目途に関市の上水道料金に統一するよう調整するものとする。</p> <p>3 給水装置の工事負担金及び配水管工事負担金については、関市に準ずるものとする。</p> <p>4 洞戸村、板取村、武儀町、上之保村及び武芸川町における、水道加入金については廃止するものとする。</p> <p>5 下水道事業及び農業集落排水事業については、現行のとおり継続するものとする。</p> <p>6 下水道料金及び農業集落排水施設使用料金については、経営審議会等により検討し、合併後3年を目途に関市の下水道料金に統一するよう調整するものとする。</p> <p>7 下水道事業における受益者負担金については関市の制度に統一するものとする。ただし、洞戸村における現在整備中の特定環境保全公共下水道区域においては、30万円とする。</p> <p>8 農業集落排水事業における受益者負担金については現行のとおりとする。</p> <p>9 検針及び料金徴収については、隔月とする。</p>		
項目	参 考 資 料		
	<p>資料は、第11回合併協議会(16年5月11日)に提出済み。(P58~P67)</p>		